



薬食発0628第7号
平成25年6月28日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成25年政令第208号。以下「改正政令」という。）（官報号外第138号）が平成25年6月28日に公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会长、全国化学工業薬品団体連合会会长、日本製薬団体連合会会长、公益社団法人日本薬剤師会会长及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会长宛てに発出することとしていることを申し添える。

記

第1 改正政令について

1 次に掲げる物を毒物に指定したこと。

- (1) クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤
- (2) クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤
- (3) テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド及びこれを含有する製剤
- (4) ブロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。

- (1) 2-(ジエチルアミノ)エタノール及びこれを含有する製剤（2-(ジエチルアミノ)エタノール0.7%以下を含有するものを除く。）

3 次に掲げる物を劇物から除外したこと。

- (1) 2, 3, 5, 6-テトラフルオロー-4-(メトキシメチル)ベンジル= (Z)- (1R, 3R)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロー-4-(メトキシメチル)ベンジル= (E)- (1R, 3R)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テト

ラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル= (Z) - (1S, 3S) - 3 - (2-シアノプロパー-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル= (EZ) - (1RS, 3SR) - 3 - (2-シアノプロパー-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル= (E) - (1S, 3S) - 3 - (2-シアノプロパー-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物
(2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル= (Z) - (1R, 3R) - 3 - (2-シアノプロパー-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート80.9%以上を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル= (E) - (1R, 3R) - 3 - (2-シアノプロパー-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート10%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル= (Z) - (1S, 3S) - 3 - (2-シアノプロパー-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート2%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル= (EZ) - (1RS, 3S) - 3 - (2-シアノプロパー-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート1%以下を含有し、かつ、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル= (E) - (1S, 3S) - 3 - (2-シアノプロパー-1-エニル) - 2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0.2%以下を含有するものに限る。) 並びにこれを含有する製剤

4 施行期日

平成25年7月15日から施行することとしたこと。ただし、第1の3の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

5 経過措置等

- (1) 新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行の日（平成25年7月15日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、同年10月31日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用せず、また、改正政令の施行の日において、現に存するものについては、同日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は適用しないこととしたこと。
- (2) 新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導すること。また、改正政令の施行の日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行の日から適用されるものであるので、関係業者を適正に指導すること。

第2 その他

今般の改正部分の新旧対照表については、別添1に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添2のとおりであること。

○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）
 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
(毒物)	(毒物)	(毒物)
第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。	第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。	第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。
一～六 （略）	一～六 （略）	一～六 （略）
六の二 クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤	六の二 クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤	六の二 クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤
六の三 （略）	六の三 （略）	六の三 （略）
六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤	六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤	六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤
六の五～六の十一 （略）	六の五～六の十一 （略）	六の五～六の十一 （略）
七～十九の二 （略）	七～十九の二 （略）	七～十九の二 （略）
十九の三 テトラメチルアンモニウムヒドロキシド及びこれを含むする製剤	十九の三 テトラメチルアンモニウムヒドロキシド及びこれを含むする製剤	十九の三 テトラメチルアンモニウムヒドロキシド及びこれを含むする製剤
十九の四～十九の六 （略）	十九の四～十九の六 （略）	十九の四～十九の六 （略）
二十～二十四の五 （略）	二十～二十四の五 （略）	二十～二十四の五 （略）
二十四の六 ブロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤	二十四の六 ブロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤	二十四の六 ブロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤
二十四の七 （略）	二十四の七 （略）	二十四の七 （略）
二十五～三十一 （略）	二十五～三十一 （略）	二十五～三十一 （略）
（劇物）	（劇物）	（劇物）
第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。	第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。	第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〇三十一の二 (略)

三十一 (略)

(1) (105) (略)

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (105) (略)

(新設)

(106) | (1)
二・三・五・六一テトラフルオロ一四一 (メトキシメチル) ベンジル || (Z) 一 (一R・三R) 一三一 (二一シアノプロペー
一エニル) 一一一・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
、二・三・五・六一テトラフルオロ一四一 (メトキシメチル) ベンジル || (E) 一 (一R・三R) 一三一 (二一シアノプロペー
一エニル) 一一一・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
、二・三・五・六一テトラフルオロ一四一 (メトキシメチル) ベンジル || (Z) 一 (一S・三S) 一三一 (二一シアノプロペー
一エニル) 一一一・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
、二・三・五・六一テトラフルオロ一四一 (メトキシメチル) ベンジル || (E) 一 (一RS・三SR) 一三一 (二一シアノプロ
ペー一エニル) 一一一・二一ジメチルシクロプロパンカルボキシ
ラート及び二・三・五・六一テトラフルオロ一四一 (メトキシメ
チル) ベンジル || (E) 一 (一S・三S) 一三一 (二一シアノプロ
ペー一エニル) 一一一・二一ジメチルシクロプロパンカルボキ
シラートの混合物 (二・三・五・六一テトラフルオロ一四一 (メ
トキシメチル) ベンジル || (Z) 一 (一R・三R) 一三一 (二一
シアノプロペー一エニル) 一一一・二一ジメチルシクロプロパン
カルボキシラート八〇・九%以下を含有し、二・三・五・六一テ
トラフルオロ一四一 (メトキシメチル) ベンジル || (E) 一 (一
R・三R) 一三一 (二一シアノプロペー一エニル) 一一一・二
ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一〇%以下を含有し、
二・三・五・六一テトラフルオロ一四一 (メトキシメチル) ベン

ジル＝(Z) — (—S・三S) — 三 — (ニ—シアノプロパ— —
エニル) — — — (ニ—ジメチルシクロプロパンカルボキシラートニ
%以下を含有し、ニ・三・五・六—テトラフルオロ—四— (メト
キシメチル) ベンジル＝(EZ) — (—RS・三SR) — 三 —
ニ—シアノプロペ— —エニル) — — — (ニ—ジメチルシクロプロ
パンカルボキシラート — %以下を含有し、かつ、ニ・三・五・六
—テトラフルオロ—四— (メトキシメチル) ベンジル＝(E) —
(—S・三S) — 三 — (ニ—シアノプロペ— —エニル) — —
ニ—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート○・ニ%以下を含
有するものに限る。) 並びにこれを含有する製剤

(107)
(170)

三十三 (略)

三十三の二 1— (ジエチルアミノ) エタノール及びこれを含有する
製剤。ただし、2— (ジエチルアミノ) エタノール○・七%以下を
含有するものを除く。

三十三の三 (略)

三十四～百九 (略)

2 (106)
(169)

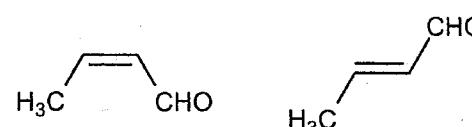
三十三 (略)

(新設)

三十三の二 (略)

三十四～百九 (略)

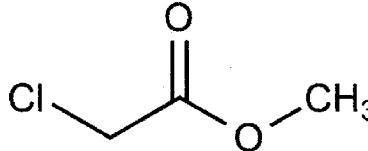
毒物に指定するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
クロトンアルデヒド	 C_4H_6O / $(CH_3CH=CHCHO)$ 分子量 70.1 CAS No. 4170-30-3	原体及びこれを含有する製剤	外観: 特有の刺激臭のある無色の液体 沸点: 104°C 融点: -76°C 相対蒸気密度: 2.41 (空気=1) 相対比重: 0.85(水=1) 蒸気圧: 3.2 kPa (25°C) 溶解性: 水; 18.1g/100mL (20°C) エタノール、エーテル、アセトンに可溶 引火点: 8°C (高引火性液体) 安定性・反応性: 酸、塩基と接触すると重合化; 酸化剤と反応すると危険	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット > 50 ~ \leq 300 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) <u>ウサギ</u> 128 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/m ³ (0.5hr), mg/L (4hr), ppm (0.5hr) (4hr)) ラット 4000mg/m ³ (0.5hr), <u>1400ppm (0.5hr)</u> (\Rightarrow <u>486, 495ppm (4 hr)</u>) <u>(ガス)</u> ラット 88ppm (4hr) (=0.26mg /L (4hr)) (ガス)	ブタノール、クロトン酸、ソルビン酸等の各種化学薬品及び医薬品の製造原料。樹脂及びポリビニルアセタールの製造原料。ポリ塩化ビニルの溶媒。ゴム酸化防止剤。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

毒物に指定するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
クロロ酢酸メチル	 $\text{C}_3\text{H}_5\text{ClO}_2$ 分子量 108.5 CAS No. 96-34-4	原体及びこれを含有する製剤	外観: 特徴的な臭気のある無色の液体 沸点: 130°C 融点: -32°C 相対蒸気密度: 3.7 (空気=1) 相対比重: 1.2 (水=1) 蒸気圧: 650 Pa (20°C) 溶解性: 水; 4.6g/100mL (25°C) アルコール、エーテルに可溶 引火点: 57°C (引火性液体) 安定性・反応性: 還元剤、酸化剤と反応	<u>原体:</u> 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット > 50 ~ \leq 300	医薬品(ビタミンB1・B6)、香料、農薬、界面活性剤等の溶剤等。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

毒物に指定するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
テトラメチルアンモニウム＝ ヒドロキシド	$ \begin{array}{c} \text{CH}_3 \\ \\ \text{H}_3\text{C} - \text{N}^+ - \text{CH}_3 \quad \text{OH}^- \\ \\ \text{CH}_3 \end{array} $ $\text{C}_4\text{H}_{13}\text{NO} / (\text{CH}_3)_4\text{NOH}$ 分子量 91.2 CAS No. 75-59-2	原体及びこれを含有する製剤	外観:白色の吸湿性針状結晶 沸点:135～140°Cで分解 融点:63°C 相対蒸気密度:3.1 (空気=1) 相対比重:1.0(水=1) 蒸気圧: 1.55×10^{-6} hPa (25°C) 溶解性:水;1000g/L(25°C) オクタノール/水 分配係数(log P):-2.47 その他の溶解性: — 安定性・反応性: 水溶液は塩基と強く反応。金属と触れると水素ガスを発生。	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット 34～50 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット 112 急性吸入毒性 データなし 皮膚刺激性、眼刺激性 強いアルカリ性から腐植性物質と推定	半導体及び液晶パネルのフォトリソグラフィープロセスにおいて使用。電子部品洗浄剤。触媒。試薬。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

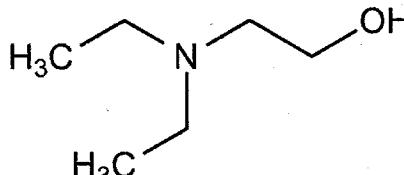
毒物に指定するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
プロモ酢酸エチル	 $\text{C}_4\text{H}_7\text{BrO}_2$ 分子量 167.0 CAS No. 105-36-2	原体及びこれを含有する製剤	外観:無刺激臭を伴う無色の液体 沸点:159°C (他のデータ 168.5°C) 融点: -38°C 相対蒸気密度:5.8 (空気=1) 相対比重:1.5(水=1) 蒸気圧:449 Pa (25°C) 溶解性: 水に不溶(分解する。) オクタノール/水 分配係数 ($\log P$):1.12(他のデータ: 0.21) エタノール、エチルエーテルに混和、ベンゼン、アセトンに可溶 引火点:48°C (引火性液体)	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット>50~≤300 急性経皮毒性 データなし 急性吸入毒性 致死濃度(ppm(4hr)) <u>68(ガス)</u> 皮膚刺激性 ヒト 軽度の刺激性 眼刺激性 ヒト 重篤な損傷	医薬品及び農薬の製造中間体。有機合成原料。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの(濃度下限値設定により劇物から除外するものを含む。)

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
2-(ジエチルアミノ)エタノール	 $C_6H_{15}NO / (C_2H_5)_2NC_2H_4OH$ 分子量 117.2 CAS No. 100-37-8	原体及びこれを含有する製剤(0.7%以下を含有するものを除く。)	外観:無色透明の吸湿性液体 沸点:163°C 融点: -70°C 密度:0.88g/cm³(25°C) 相対蒸気密度:4.04 (空気=1) 相対比重:1.02(水=1) 蒸気圧:0.19 kPa(20°C) (他のデータ:0.25 kPa(20°C))	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット 1300 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ウサギ 1,100 モルモット 885(4日間適用。4時間では1000超と推察) 急性吸入毒性 LCL_0 (mg/L(4hr)) ラット 4.5(蒸気) 皮膚刺激性 ウサギ + 眼刺激性 ウサギ 強度の刺激性～腐植性	医薬品(抗ヒスタミン剤、抗マラリヤ剤、局所麻酔剤、鎮痛剤等)の製造原料。印刷インキ及びアゾ染料の緩衝揮発剤。燃料油のスラッジ防止剤及び分散剤。ワックス類の乳化剤。防錆剤。エポキシ樹脂の低温重合促進剤。ウレタンフォームの発砲触媒。

12.0L/min から 13.0L/min まで上げたところで濃度が平衡若しくは減少傾向となり、相関性が不良という結果になった。従つて、13.0L/min での濃度 5.22mg/L が技術的な発生限界濃度であるとして、当該数値を目標に本試験を実施し、曝露濃度が 4.43mg/L という結果になった。

一方、経済協力開発機構(OECD)の化学物質の試験に関するガイドライン／急性吸入毒性試験(403)中に、ミストの場合 5mg/L 又は到達可能な最大濃度が上限濃度である旨記載されており、本試験の曝露濃度設定は妥当であると判断した。

皮膚刺激性

ウサギ 一

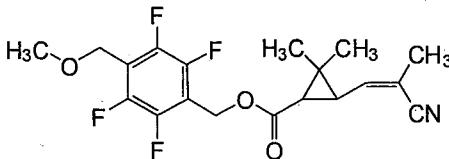
眼刺激性

ウサギ 軽度の刺激性

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又は LC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メキシメチル)ベンジル=(Z)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メキシメチル)ベンジル=(E)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物(2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メキシメチル)ベンジル=(Z)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート80.	 $C_{19}H_{19}F_4NO_3$ 分子量 385.35 CAS No. 609346-29-4	原体並びにこれ を含有する製剤	外観:白色の粉末又は小塊 融点:71.2°C 蒸気圧:0.055 mPa (25°C) 溶解性:水;2.11 mg/L (20°C) オクタノール/水 分配 係数(log P):3.369 安定性・反応性: 通常の取扱いにおいて安 定	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♂) > 2,000 ラット(♀) > 300 ~ < 2,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット(♂, ♀) > 2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/kg) ラット(♂, ♀) > 2 皮膚腐食性 ウサギ - 眼刺激性 ウサギ 極く軽度の刺激性	殺虫剤原体

9%以上を含有し、2, 3, 5, 6
-テトラフルオロ-4-(メキシ
メチル)ベンジル=(E)-(1R,
3R)-3-(2-シアノプロパー
1-エニル)-2, 2-ジメチルシ
クロプロパンカルボキシラート1
0%以下を含有し、2, 3, 5, 6
-テトラフルオロ-4-(メキシ
メチル)ベンジル=(Z)-(1S,
3S)-3-(2-シアノプロパー
1-エニル)-2, 2-ジメチルシ
クロプロパンカルボキシラート
2%以下を含有し、2, 3, 5, 6
-テトラフルオロ-4-(メキシ
メチル)ベンジル=(EZ)-(1R
S, 3SR)-3-(2-シアノプロ
パー1-エニル)-2, 2-ジメ
チルシクロプロパンカルボキシラ
ート1%以下を含有し、かつ、
2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4
-(メキシメチル)ベンジル=
(E)-(1S, 3S)-3-(2-シア
ノプロパー1-エニル)-2, 2
-ジメチルシクロプロパンカルボ
キシラート0.2%以下を含有する
ものに限る。)

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、
経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。